

2011年度支部活動の到達点と教訓

一. この1年間の政治、経済、教育、国民・市民生活にかかわる情勢の変化と私たちのたたかい

1. 私たちの暮らしをとりまく現状

(1) 3.11 東日本大震災以降の日本の動き～脱原発の動きを中心に～

東日本大震災から1年4カ月がたちました。いまだ震災からの復興が遅々として進まない被災地は、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については（中略）最大の尊重を必要とする」という憲法13条や「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という25条の実現を待ち望んでいます。宮城県が進めようとしている特区構想、農地や漁港の集約化のような新自由主義型の復興ではなく、憲法の諸原則にのっとって被災者・避難者の生活再建と生業の補償、生活の向上のために政府・国会が力をつくすようにさせなければなりません。

こうした中、昨年3.11以降、立場の違いをこえて「原発なくそう」の一点で共同した行動が全国で大きく前進しています。「原発ゼロ」をめざす運動は、各種団体、文化人、宗教家、経済人、自治体首長など、各界・各層の共同を広げています。日本ペンクラブ、全日本仏教会、中小企業家による「経営者ネットワーク会議」などがつぎつぎに反原発の声をあげています。「脱原発をめざす首長会議」には、35都道府県から73人の市町村長、準会員は200人以上が参加しています。これまでデモや集会に参加したことのなかった若い世代、子育て世代が運動の主体となって大きな力を発揮しています。

しかし、福井県のおおい原発の再稼働に向けて政府や財界は猛烈な巻き返しを図っています。そうした動きを敏感に感じた、橋下大阪市長は、当初は反対の立場を明確にしていたにもかかわらず、あっさりと賛成側にまわっています。

国民の生命と健康を守り、安心安全の地域を再生させるためには、こうした再稼働への動きを何としてもストップし、原発からの撤退、「原発ゼロ」の日本へ、政府に原子力政策の転換を迫るたたかいをさらにひろげていく必要があります。

(2) 国民の暮らしを優先せず、いつまでも「新自由主義」を押し進める動き

消費税増税法案と年金、子育ての関連改悪法案が国会で審議されています。これらの法案は、社会保障をいっそう後退させ、消費税の増税で暮らしを破壊し、消費の落ち込みで経済を破綻させるだけでなく、税収も落ち込ませ、財政危機をさらに深刻にするものです。家計を温め、消費を増やして内需を拡大する政策へ転換させるために、国民世論を盛り上げ、この「税・社会保障一体改悪」をやめさせ、消費税増税を中止に追い込むことが急務です。

橋下大阪市長率いる「大阪維新の会」は、国政進出を狙って「維新政治塾」を開き、「維新八策」を発表しました。その中身は、小泉「構造改革」をより極端にした弱肉強食の「新自由主義」の経済政策であり、憲法改悪を志向しながら、日米同盟強化とTPP参加を推進するという、アメリカのいいなりの政策です。

橋下市長は、大阪市職員全員を対象に、違憲・違法の「思想調査」を強行しました。労働組合に対する攻撃も強めています。府と市の「教育基本条例」「職員基本条例」は、職員・教員の人格を丸ごと支配下におき、「国民全体の奉仕者」であるべき公務員を、橋下氏の「下僕」に変えようというものです。橋下・「大阪維新の会」は、「維新八策」のなかで、この仕組みを全国に広げると公言しています。この橋下・「大阪維新の会」に対して、民主、自民、公明、みんなの党も、票欲しさ、自己保身のためにすり寄りの姿勢を示しています。

大阪市は職員人件費の削減をカモフラージュにして、家庭ゴミ収集の有料化、市営水道・地下鉄事業の民営化、保育の民間委託、赤バス運賃値上げなど、市民の暮らしに直結するサービスの切り下げ・改悪をすすめています。そして、これらを実現することにより4年後には職員数を半減化するといっています。公務員を敵視し、住民との分断を図る橋下「維新の会」のねらいは住民サービスを切り捨て、その財源で大規模開発を行うことです。昨年大阪市長選挙で維持を公約した敬老パス有料化を打ち出したことを市議会で追及された橋下市長が、「歩くことで健康になる人はいっぱいいる」と暴言をはいたことに、市民から批判や怒りの声があがっています（それだけでなく、事業見直し方針へのパブリックコメントを行ったところ意見の総数の94%が反対意見でした）。

このような市民の声を力に、橋下市長のこの動きに反対し、暮らしと雇用、貧困と格差の解消をめざす方向へ変えさせることが求められています。

(3) 閉塞感の打開を願う国民の暮らしと政治の転換

「自民党政治を変えてほしい」という国民の願いを託した民主党への「政権交代」からまもなく3年がたちます。野田・民主党政権のもとで、原発再稼働への動き、消費税増税、普天間基地の「辺野古移設」、TPP（環太平洋連携協定）参加表明など、変えたかったはずの自民党政治がもっとひどい形で復活し、国民の願いは真っ向から裏切られました。いま、国民の閉塞感と政治不信はきわめて深刻です。多くの国民は、この閉塞から抜け出す道を強く求めています。

こうした中で、「既成政党はみな悪い」とするマスメディアによる無責任ともいえる報道等によって、「何か大きく変えてくれそう」という漠然とした期待が橋下・「大阪維新の会」など、失敗が明らかになっている「新自由主義」をいまだに推し進めようとしている政治集団に集まっています。

本当の意味の政治の転換を図るためには、国民一人ひとりが自らの眼で何が正しいのかを見抜く力が益々必要となっています。そして国民一人ひとりの切実な要求から出発し、一致点を大切にして、たたかいをさらに発展させるために力をつくすことが求められています。そのために労働組合がその一翼を担い積極的な役割を果たすことが重要だと言えます。

(4) すべての労働者が人間らしく生きていけるようにするために

「2011年の15～24歳の若年失業率は8.2%。全世代平均の4.6%と比べ大幅に高くなっています。就職がうまくいかないのを苦にして自殺した30歳未満の人は昨年150人いました。07年の2.5倍です。事態は相当深刻化しています。若年層だけでなく自殺者全体は14年連続で3万人を超え、30歳未満の若い世代は毎年4千人前後が自ら命を絶っています。内閣府が発表した「自殺対策に関する意識調査」によると、

成人男女の23.4%が「自殺したいと思ったことがある」と回答しました。20代は28.4%と年代別で最も高く、担当者は「不況に伴う就職難や非正規雇用の増加、希薄な人間関係が影響しているのではないかと分析しています。自殺を考える人の多くは、生活苦や多重債務、家族の不和、うつ病などいくつかの悩みを併せて抱えているといいます。中高年層も若年層にも誰もが自殺したいと思わない、自殺者をなくすために、憲法が暮らしに生きた社会に抜本的に変える取り組みが急務です。

先日、関越自動車道の夜間高速ツアーバスの大惨事があり、運転手が逮捕されました。運転手は非正規社員で、夜間長距離運転は不慣れであったといいます。背景には規制緩和で夜間バスツアー会社が急増し、過当競争によってコストダウンを競わざるを得なかったこと、労働者派遣法により不安定で低賃金の非正規労働者が増大したことがあります。構造改革、規制緩和を一気に進めた小泉政権、それを改めない現政権の責任は重大です。

国際労働機関（ILO）は「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」を21世紀の国際労働基準として提唱しています。雇用と労働をめぐって、規制緩和を進めようとする使用者側と、それに反対する労働者側のたたかいはますます重要になっています。今こそ労働組合の力を発揮すべき時です。

2. 組合員と家族の暮らしを守り、賃金・権利の改善をめざした取り組み

（1）秋の闘争並びに確定闘争について

人事院は、東日本大震災の影響により例年の約2カ月遅れの9月30日、国家公務員の給与について勧告しました。内容は、月例給を0.23%引き下げ、期末・勤勉手当は現行の年間3.95カ月のまま据え置くというものでした。期末・勤勉手当は、3・99月（2捨3入で4.0月）という改善が可能な調査結果であるにもかかわらず、東日本大震災被災地の民間の厳しい状況を類推してまで、意図的な改定見送りを強行しました。

政府は10月28日の閣議で、2011年度人事院勧告の実施見送りを決定しました。人勧に基づく給与法改正案を提出せず、国会で継続審議となっていた、国家公務員給与を2013年度末まで平均7.8%引き下げる「給与特例（賃下げ）法案」の成立を期すとしました。その後、様々な駆け引きの後、2月29日、民主、自民、公明3党などが提出した国家公務員賃下げ法が成立しました。同法案は平均0.23%の賃金削減を求めた人事院勧告を昨年4月にさかのぼって実施したうえで、2012・2013年度に平均7.8%の賃金を削減するものです。

東日本大震災の復興・復旧に奮闘する公務員に対し、「懲戒処分」水準の賃下げを押しつけることは許されないものです。労働基本権を回復しないまま、その代償措置である人事院勧告制度さえ無視して、それを上回る複数年度にわたる大幅な賃下げを、不当な議員立法で押しつけ、「二重の憲法違反」をしています。

一方、名古屋市では、人事委員会が10月20日、市長と市会議長に対して職員の給与に関する報告を行いました。その主な内容は、民間企業と市職員との差が極めて小さいことから、月例給の改定は見送り、一時金は国の勧告に準拠して改定見送りというものでした。

私たちの年間給与は、職員平均で2001年から10年間で92万6千円減額され、特にこの2年間で57万8千円も減額されています。今回の給与改定見送りは、この減

額を固定化するもので、住宅ローンや教育・介護の費用に苦慮している私たちの生活実態を全く無視した許せないものでした。

秋の闘いを経て12月6日、市側から、対市小委員会交渉で、関連要求及び検討事項、についての最終回答を引き出しました。

今次の確定闘争は、給与改定が無い中での厳しい交渉となりました。最終回答は、市職労の切実な要求に十分に答える内容にはなっていませんが、最終盤まで市側を迫及した、「産休・育休、育児、介護制度の改善」「臨時職員・嘱託職員など非正規職員の待遇改善」など、回答を引き出すとともに、市側検討事項についてはすべて、撤回及び、継続交渉とさせました。

今後も職場からの要求を基礎に、春闘や人勧期の取り組みを強化し、要求前進をめざすことが必要です。

(2) 12春闘について

12 国民春闘は「雇用と仕事の確保、賃上げ、社会保障拡充で、内需中心の経済、震災復興」と高齢者雇用・原発ゼロなどをスローガンに掲げ、取り組みました。この春の闘いは、民間の労働者の賃金を上げることで、私たち公務員の賃金を上げるという大切な闘いとして毎年取組んでいるものです。

具体的な取り組みとしては、2月11日には、第33回トヨタ総行動に参加、2月22日には、市職労として「国民春闘要求書」を市側に提出し、職員をはじめ名古屋市関連で働くすべての労働者の生活改善を求めました。3月23日、「地域からくらしを守る春闘に」と全労連が提起する地域での全国一斉の取組みで、名古屋市内では、雨天にもかかわらず、各駅前でのチラシ配布やハンドマイクによる訴えを行ったほか、昼間には、区長交渉や商店街回りに、夜には、決起集会・デモ行進や学習会を行い、一日の行動が展開されました。

2012年春闘「働くみんなの要求・職場アンケート」を、対話と共同を広げる運動の柱と位置づけ、特に、定員削減の一方で増大する臨時・非常勤のみなさんや、職場の中の未加入者・未組織労働者にも広げ、対話のきっかけとし、積極的に取り組みました。

3. 名古屋市の新年度予算の特徴と予算要求闘争

(1) 定員削減がもたらす深刻な職場実態

定員管理計画による人員削減が進む中、職員の長時間過密労働が深刻なものとなっています。さらに、本庁地区協残業パトロール(3月15日)や、残業アンケート結果などからサービス残業の実態が明らかになっています。

市側は、職場実態を把握し実効ある長時間労働の解消、サービス残業の根絶に力を尽くすことが必要です。

こうした中で、メンタルを中心とした職員の健康破壊がすすんでいます。休職者数は、メンタルを起因とする方を中心に年々増加し、市長部局では職員に締めるメンタルを起因とする休職者の割合が1%(100人に1人)を超える状況に至っています。

教事支部の職場でも、高等学校の主事削減、生涯学習センターの係長・主事削減、司書の削減、組織再編に伴う仕事分担の変化など、労働条件を悪化させる要因となるような変化があるため、当局に対して提案した責任を取らせる必要があります。

また、メンタルヘルス対策を最重要課題として労働安全要求を求めるとともに、安全衛生委員会の中で人員削減がこの状況を引き起こしていることを明らかにさせていく取組みが引き続き必要となっています。

(2) なれあい市政復活を象徴する 2012 年度予算

2012年度予算は、大企業と富裕層を優遇したまま、恒久的な5%減税が実施されることになりました。名古屋城天守閣の木造復元のための調査、リニア新幹線の開業を見据えた調査、金シャチ横丁の策定など、今後財源が大きく必要となる不急の大型開発にかかわる予算が計上されています。この金シャチ横丁や「尾張・名古屋共和国」構想などは自民党が以前からあためていた構想です。市長と議会の対立の構図から一転し、なれあい市政復活の様相が浮き彫りになってきました。

一方、緑市民病院の指定管理者制度の導入や守山市民病院の民間譲渡の準備、上下水道営業所の集約化、介護保険料の大幅値上げなど、福祉・医療はじめとする市民のくらしと、職員定数の削減など、市民・職員を犠牲にしています。

閉塞感が蔓延し、貧困と格差が広がる中で、地域経済を立て直すこと、緊急性や必要性など税金の使い方を変えることが必要です。

また、なんでも寄付でやれ、ボランティアでやれという声に対して、今こそ「公務」の職場が市民のために守っていくべき仕事はこれだというものを明らかにし、市民に対しても広く伝えていく必要があります。

二. 2011年度職場要求実現、自治体リストラとのたたかい

1. 予算要求結果について

7月20日（水）に教育委員会と要求書提出交渉

9月21日（水）に教育委員会と回答交渉

例年と同様、市民サービスに背を向けた回答が多く、市の財政危機などを理由に市民サービスの充実のための要求に応えない不十分なものでした。

しかし、その中でも確実に前進したものもありました。

本庁ブロックの要求の中で、人員不足の職場があることを当局にも認めさせ、すべてを解消というわけには行きませんでした。2012年度から、複数の課・室に主事の増員を認めさせることにつながりました。

また、引き続きの追求の成果として、養護学校におけるスクールバス添乗をする際の交通費問題（学校から添乗場所への交通費よりも、自宅から添乗場所への交通費が高く、介助員が負担している問題）について、教育委員会当局として解決に向けて強く総務局に対して申し入れることを表明させました。また、宿泊を伴う校外学習に対して介助員が従事するのは年間2名が原則ですが、校長判断でそれ以上の介助員に従事させる必要がある場合は本人の了承を前提として可能とすることを改めて回答の場で確認しました。この確認をもとに養護学校において必要な介助員の配置をさせることができました。

これまでの取り組みで実現を果たした事項については、市民との連携があったものが多数を占めています。この教訓を活かし、積み残された課題の要求実現についても、職場からの声を強め、多くの組合員が自らの要求でもってたたかうことが求められます。

（職場要求書と回答は資料参照）

2. 2012年度「定員管理計画」に対する闘いについて

(1) 全市の状況等について

2012年度分の削減数についても、経営会議において決定されたようですが、一昨年度に引き続き非公開とされており、市民不在どころか職員も不在の場での決定となっていることは許されるものではありません。

⇒ 市全体で△300名（昨年度△244名）程度のところ、
教育委員会で△67名（昨年度△64名）であった。

(2) 交渉の経過

11月 2日（木）15:00～ 教育委員会交渉（防災指令室）

行財政改革を推進する立場から、より効率的、効果的な行政運営をめざし、平成24年度の職員配置について、次のとおり提案する。

① スポーツ振興課

- スポーツ振興課の主査1名、主事2名を削減する。
(理由) 国体冬季大会業務の終了に伴い、事務執行体制を見直す。

② 見晴台考古資料館

- 見晴台考古資料館の学芸員定数について、本市の監督のもとで発掘調査に係る民間発注を活用することにより、学芸員1名を削減する。
(理由) 効率的な運営体制とする必要があるため。

③ 図書館

- 東図書館・瑞穂図書館・守山図書館及び緑図書館において、窓口業務の委託化を図り、それぞれ司書3名を削減する。
(理由) 効率的な運営体制とする必要があるため。

④ 女性会館

- 女性会館の運営体制について見直し、現行2係を1係に統合するとともに、係長1名・主事1名を削減する。また、嘱託職員の女性教育指導員1名・生涯学習施設等管理運営員1名及び女性教育情報提供指導員2名を削減する。以上の代替措置として嘱託員（民間）3ポストを配置する。

※主事の業務量分析あり

(理由) 効率的な運営体制とする必要があるため。

⑤ 生涯学習センター

- 生涯学習センターの運営体制を見直し、1館あたり係長1名を削減し、その代替措置として嘱託員を1名配置する。

※以前の主事の業務量分析あり

(理由) 効率的な運営体制とする必要があるため。

回答期限は12月 9日（金）としたい。

【支部の態度】

- ①スポーツ振興課における事業終了に伴う見直しについては、年度内ですべてが事業終了しているのかを確認するとともに、来年度にむけて市民スポーツ係で増員要求をしているため、それらと総合的に勘案して検討することとする。
- ②見晴台考古資料館における見直しについては、昨年度の交渉の中でも追及をしたが「本市の監督のもとで発掘調査」について、誰がどのように行うかについて現場で混乱をしているので、そのことについての説明も明確に行うことを求め、検討することとする。
- ③図書館における窓口業務の委託化に伴う見直しについては、労使合意に基づいて設置された窓口等業務委託検証委員会における中間検証結果を、委員長である副館長が組合に説明もなく、中央館長に対して報告がされたことを踏まえて提案をしていることを追求した。副館長からの組合への説明なしには提案を受け取ることができないとして拒否をした。
- ④女性会館及び⑤生涯学習センターにおける運営体制の見直しについては、業務量分析による説明が必要だとして資料の提出を求めた。今回の交渉で示された資料に加え、女性会館については係長の業務量分析を、生涯学習センターについては現時点での業務量分析を提出するように求め、それらをもとに検討することとした。

11月 8日（火）16:00～ 鶴舞中央図書館副館長交渉（鶴舞中央図書館）

10館13名が参加（他に執行委員が4名参加）

副館長から検証委員会での議論を踏まえて、様々な項目でB評価があり、複数の委員から総合でもB評価だとの意見があったにもかかわらず、総合A評価とした理由についての説明がなされた。

その説明は、B評価となされている点は、当該図書館から業者への指導が不足しているために起きている問題で、制度としては問題がないとの説明に終始しました。

参加した組合員からは、指導はしているし、それでもなおかつ改まらないのは制度上も問題があると考えられるし、指導が不足するというのであれば指導をする時間を業務にカウントすべきだが、提案時の業務量分析の中にはそれが含まれていないのが問題なのではないか等の指摘がなされました。追及の中で、副館長自身は当該図書館がもっとも繁忙な土日の状況は確認したことがないことが明らかになり、その忙しさの中でどう業者に指導をしていけばよいのかという指摘もなされました。また、副館長は当該図書館だけで指導が難しければ、中央館としても指導することを表明しました。

2時間ほどの説明を終えても、副館長との認識は並行線のままでしたが、中央館が指導をしていけば受託業者の態度が改まるのかと追及し、今回の交渉と並行して副館長が先頭となって業者を指導し、改めさせることを約束させました。これが可能かどうかとも制度的に問題点があるか否かを判定する一つの材料になると支部としてはとらえています。

11月11日（金）15:00～ 教育委員会交渉（教育委員会室）

当局から改めて、11月2日に説明がなされた以下の見直しについて提案がなされ、支部としては並行線で終わったものの、副館長からの説明がなされたことを踏まえて、職場での討論に付すこととしました。

提案説明の中で当局は、この4館を選んだ理由として、緑図書館は繁忙館であるため、東図書館は準繁忙館であるため、瑞穂図書館は中間的な位置づけの館であるため、守山図書館はそのいずれでもない館であるためと説明しました。今回の提案は試行の延長ではなく、順次、窓口委託をしていくという意味での提案であること、仮に提案がまとまった際には複数館をブロックごとにして入札をかけたり、契約も複数年とすることも検討していることも表明しました。

また、検証委員会で評価されている名東図書館について、先日の副館長交渉の中で副館長自らが指導をすることを約束したことを確認し、至急、指導をするようにもとめました。

③ 図書館

○ 東図書館・瑞穂図書館・守山図書館及び緑図書館において、窓口業務の委託化を図り、それぞれ司書3名を削減する。

（理由）効率的な運営体制とする必要があるため。

あわせて、現場での説明がはじまっているはずの女性会館において副館長からの説明がこの時点でもないことを追求し、副館長を指導するように求めました。

【支部の態度】

職員の合意を得るための説明責任を各館の館長が果たすことを約束させた上で、今回の提案が市民サービスの低下につながらず、職員の労働条件の大きな変更とならないことを事業量分析等もしながら説明するように求め、現場での討論に付すこととします。

11月15日（火）18:30～ 図書館ブロック会議（東生涯学習センター）

10館10名が参加（他に執行委員が4名参加）

各分会での状況を報告し合い、基本的な方向性として「本格実施」反対の立場で短い期間ではあるが闘っていくことを確認しました。

また、5月に行った指定管理者制度導入反対の時と同様、市民に知らせ、ご意見をいただくため、12月4日（日）に「市民集会」を開催することとしました。

12月 4日（日）10:00～ 図書館ブロック会議（北生涯学習センター）

約30名の参加（アンケート回収20枚）

- ・ 提案についての説明
- ・ 窓口委託と指定管理者制度導入の全国の状況についての説明
- ・ 楠図書館や児童担当における司書の働きぶりについての説明
- ・ 名東図書館における窓口委託の現状についての説明

これらについての説明を市民の皆さんからのご意見もいただきながら行いました。窓口委託の制度自体に問題があるとの意見が多数出されました。

また、派遣として図書館で働いているという参加者からは、時給800円ではとても生活が出来ない。専門職採用をしている名古屋市でこうした現状にしてはいけないのではないかと。図書館で働くことで不幸になってしまっているのではないかとの問題提起をいただきました。

集会の準備が不十分だったことについては主催者側からお詫びを述べるとともに、今後もこうした集会を継続して開催していくことをお伝えしました。

12月13日（火）16:30～ 教育委員会交渉（教育委員会室）

・ 教委提案に対する支部からの回答

① スポーツ振興課

分会では、11月18日（金）課長からの説明を受け、分会会議を経て、12月5日（金）に課長に対し、削減はやむを得ず了承とするが、来年度に向けて市民スポーツ係に増員要求をしており、そのことを認めるようにすることを付帯することを伝え、課長も了承をしたので、そのように取り扱うように求めました。

② 見晴台考古資料館

11月に担当執行委員が分会に出向いて状況把握をしました。

職場の実態として1名欠員状態であることもあり、削減自体はやむを得ないと判断せざるを得ないが、発掘作業時に教育委員会が監督すべきなのにそのような現状があることは解消しないといけないとの指摘がありました。

町並保存事業については住宅都市局も担当しているなど、文化財保護行政全体としてどのように取り組んでいくかのビジョンがないまま行われていることが多く、これらも含めて、教育委員会がどのように責任をもってやっていくのかを明らかにする必要があります。

③ 図書館

各館で同意には至っていない状況を指摘。名東図書館において、制度に問題あることを指摘し、改善を要求していたにもかかわらず、改善がすすんでいないことも指摘し、提案は受け入れられないと回答しました。

④ 女性会館

分会では、11月16日（水）副館長からの説明あったものの不十分であることを追求し、追加の資料等を求めました（詳細は別紙「あした」参照）。その後、12月6日（火）に2度目の説明がありましたが、今後の女性会館のあり方を考えていく上で、係長級職員の配置が必要であることを求め、嘱託員の削減は撤回を要求する。

⑤ 生涯学習センター

今年度の事務量を提出させた上で、各分会でも説明がなされているが、結局は机上の空論であり、例えば窓口業務の算出がなされていないし、しょうがない側面があるので納得のいく説明になっていないことを指摘。一部の館長が「窓口には出ない、電話には出ない。」などと公言していることも指摘し、係長職の廃止

は認めるものの、嘱託員ではなく、主事で代替するよう要求した。

・ **支部回答もふまえての12月13日教委追加提案**

検討期間が十分取れない提案について抗議し、教委に謝罪させる。その上で以下のような提案を受け取りました。

① **生涯学習センター**

当初提案通りで再検討していただきたいと教委から表明がありました。支部は、全館であらためて提案説明を行うよう要求し、教委はその旨を約束しました。

② **図書館**

自動車図書館担当の奉仕調査員1名を削減する代替として、鶴舞中央図書館に増員する司書2名のうち1名を自動車図書館業務に携わらせるとしました。

先に提案した4館に加え、中川図書館にも窓口業務委託化、司書3名削減するとしました。提案理由は、地域的バランスや予算、人事などを総合的に勘案したとのこと。

③ **女性会館**

先の提案を見直し、現行2係を1係に統合し、係長1名、主事1名削減。主査1名を増員することとする。提案理由は効率的な運営とするためとのこと。

④ **科学館**

現行2係を1係に統合し、係長1名削減。また、主査1名、主事1名を増員することとする。提案理由は市民対応に柔軟に対応できる運営体制にするためとのこと。

支部は回答期限まで非常に短い時間であることを指摘して、速やかにかつ丁寧な説明を各職場で行うよう求めました。

12月28日(水) 15:00～ 教育委員会交渉(第13会議室)

・ **2012年度「定員管理計画」に対する交渉の最終結果**

① **生涯学習センター(当初提案分)**

やむをえず了承としました。ただ、新しく導入される嘱託員は、「現行嘱託員との間に差が発生しないようすることと、全職員による時間差交代勤務の導入」を求めましたが、教委は「問題があることは理解しているが、現在配置の嘱託員の職務内容を変更できないため、同一処遇としない。」と表明しました。また、これらの検討課題について、教委は具体的に検討することについては、「検討する」と表明したところ、支部は今年度中に行うよう求めました。

② **図書館(12月13日提案分)**

やむをえず了承としました。ただし、中川については、まだ説明不足の部分については、引き続き説明をさせるとともに、異動についての新たな意向調査を約束させました。窓口業務委託については、支部としては問題意識を持っていること

を表明しました。司書が3名で足りるのかという事も含め、引き続きの検討を約束させました。

③ 女性会館（12月13日提案分）

やむをえず了承としました。ただし、現場においては、ローテーションなどの事を考えると、単純に主事を削減するのではなく、嘱託員を代替として配置すべきとの意見を表明しました。来年度4月以降の状況を勘案して、検討するように要求しました。この点について、教委も了承しました。

④ 科学館（12月13日提案分）

やむなく了承するも、検討時間の短さについて指摘しました。

（3）分会での取り組みについて

各職場で、所属長から提案させ、所属での合意を基本とする。提案については次の取り扱いとして取り組みました。

- 市民サービス低下につながらないか検証。
- 労働強化にならないか検証
- 所属長が職場の合意に責任を持つ
- 提案についての所属長の責任や問題点を追及するとともに、職場の要求をまとめて最終的には支部交渉で整理する。

* 具体的な対応について

関係分会へのフォローは、ブロック単位で行い、随時応援体制をひく

（4）到達点と今後の取り組みについて

本庁ブロックにおける削減については、昨年度に引き続き、事業終了による組織削減であったため、事項としてはやむを得ないとして受け入れ、その一方で当該係・課における日常的な人員不足を補うための増員を勝ち取ることが出来ました。

当該課だけでなく、この間の本庁ブロックでの要求の成果として、総務課、企画経理課、学校整備課、指導室などにも増員を勝ち取ることが出来ました。当局に対して、必要な人員は必要だと強く要求し続けることの大切さを改めて確認したいと思います。

図書館ブロックにおける窓口業務委託館の拡大は、司書の欠員解消を視野に入れながらの館数決定でありました。欠員を生じさせないことは大切なことではありますが、そのことで委託に出す決定方式には大いに異議があり、当局に対しても強く表明しました。窓口業務委託館がこれだけ多くなり、今まで以上に多くの問題が生じる可能性があります。委託導入館を中心に組合員同士の意見交換など、問題解決に向けた取り組みが必要となります。

社会教育ブロックにおいては、女性会館での取り組みが大きな成果となりました。女性会館で働く組合員が立ち上がり、自らの労働条件の改悪阻止と利用者への不利益な取り扱いをさせないという思いを強く持ち、館の管理職と粘り強く交渉を重ねました。その結果、当初提案をほぼ撤回させる回答を引き出すことが出来ました。

生涯学習センターに関しては残念ながら、実務を担当する職員のうち、2名のみが正規職員という異常な状態での館運営をせざるを得ない状況になりました。社会教育施設の生命線である市民・利用者との関係構築の面からも、また仕事上の引継ぎの

面からも大いに問題があると考えられます。4月以降の館での運営状況を集約し、当局に対して必要な交渉する必要があります。

また、事業仕分けにより、「廃館」判定となった女性会館、「見直し」判定となった生涯学習センターを含めて、社会教育施設全般に対して今までにない見直し・廃止の風が吹いてきています。この判定を機に直ちに利用者が立ち上がった女性会館をはじめ、これらの社会教育施設で利用者、あるいは研究者との連携を深めていき、各施設の存在意義を確認し、広く市民に伝えていく取組みが必要となります。

博物館ブロックでは、この2年間、見晴台考古資料館において学芸員の削減が行われることとなりました。欠員を生じさせ、その現状にあわせた削減提案と手法が取られています。専門職員が多い、博物館施設においては、どのようなことが行われなように退職等によって生じる欠員を確実に埋めさせる採用を求めることも必要となります。

高等学校ブロックでは、2010年度、11年度の2年間で行われた主事削減の影響が徐々に始まっています。高等学校ブロック全体として課題を整理し、当局に対して追及していくことが必要となっています。

三. 労働条件改善に向けての取組みについて

1. 労働時間短縮をめざす取組みについて

(1) 36協定の締結について

【これまで経緯】

組合からの継続的な問題提起と情勢の変化から、2004年度（2005年4月から1年間の協定）より当局が36協定の締結を求めてくるようになり、関係各分会で締結をしています。

教事支部としては、所属長が所属の労働者の勤務条件に責任を持たせるという36協定の趣旨にかんがみ、支部一括締結ではなく、所属ごとに所属長が責任を持って提案し、組合員が納得いくような説明をさせた上で、締結するようにしています。

導入初年度では、短期間での取組みだったこともあり、厚生労働省通達上限いっぱい案で締結された所属もありましたが、2年目以降は、前年度の問題点等を各分会から集約し、それらへの解決法を提案するなどの取組みをしました。その結果、労働実態にあった実効性の高い36協定が締結されるようになっていきます。

【2013年度にむけての取組み】

導入8年目となった2012年4月からの締結にあたっては、前年度と同様という簡易な形式で締結する事業所が多くなってきています。その中でも、まだ通達上限いっぱい案で締結を続けている所属があることが総務課からの情報提供で明らかになりました。これを解消する取組みが必要です。

継続して締結をするようになったことを踏まえて、今一度、真摯に所属長が自分の所属の状況を把握し、提案させるようにする取組みが必要となります。

また、教育施設として位置づけられていない生涯学習センター等については、教育施設として位置づけよとの申し入れを行っていますが、実現には、いたっていません。

(2) 本庁ブロックにおける労働時間短縮に向けての取り組みについて

本庁全体の取組みとして、2008年度から実施している残業パトロールを2011年度も2012年3月15日(木)に実施しました。この取組みにより慢性的な人不足による残業が恒常化している本庁職場の現状を改めて浮き彫りにすることができました。また、昨年(2010年)度から本庁各課・室の分会長にもこのパトロールに参加していただきました。当日、家庭の事情等で参加できなかった方を除き全員が参加をし、この取組みを行うことが出来ました。そのことにより、各分会においても超過勤務縮減に向けて取組む支部の姿勢を伝えることが出来、また全体の思いとして共有することにつながったと考えます。

この結果も踏まえて、職場要求をする中で、まだまだ不十分ではありますが、人員増を獲得することが出来ています。今後も、まだ人員不足であることは明らかですので、人員増を真正面から要求するような取組みが必要だといえます。

今後も、定例的に残業の実態を浮き彫りにする活動をすべきと考えます。

【参考】 残業者数／()内は昨年度(2011年3月3日(木)実施)

19時現在：66人(92人)

20時現在：50人(63人)

22時現在：20人(22人)

2. 休憩時間及び勤務時間の割り振りの改正について

(1) 例外として45分間休憩対象者の拡大

昨年度の秋の闘争の中で例外として45分間休暇として、帰宅時間が遅くならないようにする対象を広くするように要求してきた結果、妊娠中の職員についても例外として45分間休憩を取得することが出来るようになりました。

(2) 改正に伴う問題点

生涯学習センター等においては、駐車場の開錠時間が8時45分であるにもかかわらず、出勤時間が8時45分であるため、毎日、超過勤務が生じる勤務体系となっています。このことを解消するため、勤務時間を前倒しし、8時30分からすることを昨年度の交渉の中で主張しました。しかしながら、認められなかったため、現在もこの状態が解消されていません。引き続きの追及が必要だと考えます。

当局との交渉の中で、勤務時間の割り振りなおしをすることを開館時間の延長や前倒しに連動させないとしてきました。しかしながら、図書館において中央図書館の開館時間を30分前倒しする提案し、更に全館でも行う提案をしてきました。交渉の中では今回の休憩時間及び勤務時間の割り振りの改正とは連動していないとしていますが、このことがなければ、このような提案をすることにはつながらなかったと考えます。引き続き、この問題について当局に追及を続けます。

四. 自治研活動の取り組みについて

2002年度大会以降、支部は自治研活動を正面に据えた取り組みを実施してきました。若手職員を中心に、自治体学校や自治研集会への参加を呼びかけ、そこで感じた思いを機関紙等で組合員へフィードバックする取り組みをしてきました。

養護学校ブロックでは父母との懇談会を開き、切実な保護者の要求にこたえたりするなど、保護者・職員の学習の場として広がりつつあります。

図書館ブロックでは、カウンター委託の全館導入をとどめたものの今後の当局の動向が危ぶまれることに対抗して、08年度に「名古屋の図書館のあり方を考える会」を発足し、会合を重ねてきました。こうした取組みの中で、09年12月には「名古屋の図書館を考える市民のつどい」を開催し、利用者や図書館で働く非常勤職員の方たちを含めた参加がありました。このつどいに自動車図書館で働く職員の方からの発言を聞くなどし、自動車図書館の存続への思いを新たにし、運動について前進につながっていきました。

さらに2010年度は、支所管内図書館（6館）への指定管理者制度導入提案がなされる中、図書館利用者やボランティアの皆さんを中心に「名古屋の図書館を考える集会」を5月29日（日）に開催し、この集会も契機となり、2012年度からの指定管理者制度導入を見送らせました。

本庁ブロックは、恒例となっている「春の学習会」を2月中旬に開催し、3日間で64人（全体の8割）が参加し、春闘や私たちを取りまく情勢について学習しました。

こうした日常の学習活動や市民・利用者との共同の取組みが支部の活動を支えていることは間違いありません。どのブロックにおいても、こうした取組みが行える基盤づくりが緊急の課題だと考えます。

五. 名古屋市版事業仕分けに対する取組みについて

（1）事業仕分けの仕組みと問題点

新たに「事業仕分け」が導入され、カッコつきの市民参加（全体でわずか1時間の審議／市民として参加するのはわずか20名で質問する時間もほとんどなし）や偏った事業種類（大型事業無し等）の元で、事業の今後の方向性を判定する仕組みが作られました。その後、「事業仕分け」の結果に基づいて、議会で審議がなされました。

市長と市議会の対立の構図の中で、市議会側としては市長が主導したこの事業仕分けをそのまま受け入れられないとして、担当副市長を委員会に招集し、この事業仕分けの結果を市としてそのまま受け入れるのではなく、あくまで参考として扱うことが確認されました。

2012年度の「事業仕分け」の実施は7月下旬に開催し、翌年度の予算に反映できるように前倒しをして実施を計画しています。市議会にも訴えながら、この仕分けの問題点をより明らかにしていく必要があります。

（2）教事支部にかかわる事業仕分け

教育委員会所管の事業で6事業が仕分けられました。その中で、女性会館は「廃館」、生涯学習センター及び野外学習センターは「見直し」との判定が下されま

した。いずれも教育委員会当局としても直営で存続すべきとの主張をしているにもかかわらず、総務局の仕分け担当部局の論理で事業仕分けが行われ、上記のような判定となりました。

あくまで参考意見というものの、判定された方向での検討をせざるを得ず、2012年4月から見直し担当組織を立ち上げるなどして検討が進められているのが現状です。

利用者をはじめとした市民とともに、それぞれの施設の存在意義を確認しながら、市民にとってあるべきで守っていく必要があります。

六. 図書館への様々な提案に対する取組みについて (志段味図書館への指定管理制度導入、開館時間延長など)

(1) 提案内容

2011年12月の最終28日に追加提案を含む図書館の定員管理計画に係る提案が決着したばかりにもかかわらず、年明けの1月12日(木)に交渉を設定し、開館時間の変更、休館日の変更など、志段味図書館への指定管理者制度の試行導入を新たに提案(内容は「あした」参照)しました。

この日の交渉には、図書館の管理職が同席せず、提案内容への質問が明らかでないものが多く、支部は説明不足として提案をきちんと説明できる状況で、提案するよう求め、提案は受け取りませんでした。

あらためて、1月18日(木)16時から図書館管理職も同席し、提案がありました。①開館時間、休館日の変更など(回答期限2月14日)と②志段味図書館について(回答期限1月31日)は分けて提案と質疑を実施しました。

①開館時間、休館日の変更などについては各職場で、所属長からていねいに提案させ、所属での合意を基本とし、提案については次の取り扱いとしました。

- 市民サービス低下につながらないか検証。
- 労働強化にならないか検証
- 所属長が職場の合意に責任を持つ
- 提案についての所属長の責任や問題点を追及するとともに、職場の要求をまとめて最終的には支部交渉で整理する。

②志段味図書館については、提案としては持ち帰るが、回答期限、昨年からの指定管理者制度に市民の多くの意見が寄せられていることなどを指摘し、疑義があることを表明しました。

(2) 交渉結果

① 図書館の開館時間等の変更について

この間、図書館に非正規職員を配置することで対応してきたやり方について正しい方向でないことを確認し(当局も本来であれば正規職員で配置することが望ましいとの表明をしました)、今次の提案については、やむを得えず了承との回答をしました。

先日の分会長会議で懸念の声があがった開館時間延長について、各館の状況を勘案して対応するように追及しました。それに対して当局からは、委託館以外(委託館は委託業者が対応)については、奉仕協力員を2名(3時間(開館延長2時間+1時間)×50週間)、臨時職員を1ポスト(3時間×50週間)配置する

ことを約束しました。また、繁忙館である徳重図書館については、この臨時職員を2ポストとすることも表明させました。

さらに、光熱水費については全館で約300万円の予算を増額していることも確認しました。

4月以降、実際に運用する中で、さらに臨時職員等の対応が必要な場合には、そのための予算も確保（約30万円）していることも明らかにさせました。

メールカーの配送時間については、現場から現状のままでは対応困難との声があがっていることは中央館としても認識しており、解消できるよう努力することを表明させました。

② 図書館への指定管理者制度試行導入について

支部としては、試行とはいえ、指定管理者制度を導入することで市民に大きな影響があると判断せざるを得ないため、同意は出来ないと回答をしました。

ただし、今後も図書館のあるべき姿として指定管理者制度の導入すべきかについては話し合うつもりはあるので、制度の導入を管理運営事項と扱うのではなく、交渉のテーブルに着くように求め、当局も了承しました。

また、仮に試行導入するにあたって、検証の仕方については、労働組合にも提案をするように求めたことに対しても、了承しました。

(3) 今後の対応

4月以降、想定をしていなかった様々な状況変化が発生する可能性もあります。各分会において問題点が明らかになった場合は支部役員に報告して下さい。

図書館については、この間、様々な攻撃がかけられており、市民の皆さんとの共同でしてきましたが、今後もこの流れを止めていくためには、名古屋の図書館がどうあるべきかを市民とともに確立をする取り組みが必要です。原点に立ち返って学習し、守り発展させる取り組みをすすめて行きましょう！

7月1日（日）午後2時から、志段味地区会館において「図書館の役割ってなあに？～図書館をもっと使いやすくするには！～」と題した、図書館について考える集いを教事支部も参加している名古屋市の図書館を考える市民の会が行います。この取り組みを起点にしながら、市民との協働を強めていきます。

七. 組織強化・組合員交流と連帯の活動

1. 組織の拡大への取り組み

右肩上がりの経済成長がストップした以降、賃上げどころか賃下げの回答が続いたり、政府の財界偏重政治が横行し、労働者にとって厳しい制度が導入されたりしています。

そのような状況の中、労働組合活動が見えにくいとの声が組合員からも聞こえてきています。

これまで青年組合員の把握が十分でないなどの理由で、本部青年部主催の行事等への分会からの送り出しが出来ていない現状がありましたが、11年度においては、4年目組合員である松井執行委員が中心となって青年層への呼びかけを継続し、また松井執行委員自身が本部青年部の役員としても活躍したことで、こうした活動への参加

者が増えてきています。

また、本庁ブロックの職場では、2008年度以降、多くの新規採用者が配属されている現状や区役所等から多くの若手組合員の方たちが異動してきている現状を踏まえ、市職労本部とも連携をしながら、毎週木曜日のお昼休みを中心に「しゃべり場」を継続し、何気ない会話の中から、お互いを知り合い、悩みを打ち明けたりしあえる関係づくりをしています。そんな取組みの中から、新規採用者の方や非組合員だった方が加入をしてくれています。

厳しい状況であるからこそ、労働組合に結集し、団結して力を発揮していかないと、ますます状況は悪化していくとの思いを強め、この間、組織拡大にも力を入れてきました。その活動の中で以下のような取組みが実現しました。

- ① 様々な努力の結果、本庁ブロック、養護学校ブロックなどで、新たに市職労へ加入する成果を作り出しました。
- ② 新規採用者の加入促進のため、分会長をはじめとする分会の組合員や同世代の組合員からの声かけをしてもらいました。特に、新規採用者への呼びかけは、支部の役員と一緒に、その分会の先輩職員にも同席してもらって行うことで、新規採用者が安心して加入できる雰囲気をつくることができました。呼びかけは早くから行い、すぐに加入してもらえなくても継続的に行い、何ヶ月かじっくりと考えてからでも加入してもらええるような取組みも出来、2011年度の新規採用者は全員加入しました。
- ③ 各ブロックの組合員数一覧表化し、職場状況の把握につとめました。

2. 組合員交流企画

(1) 市職労主催「水泳大会」への参加

2011年9月10日(土) 9時集合 9時半競技開始 於) ガイシプール

今年度も少ないながら出場者が集まり、学校支部との合同チームとして出場しました。もう少し早めから声かけをして、参加者を増やすとよいと考えます。

参加者の普段とは違う姿に拍手を送りながら、交流を深めました。

(2) 市職労主催「マラソン大会」への参加

2012年5月26日(土) 9時半集合 10時競技開始 於) 庄内緑地公園

今年度も有志でマラソンに参加をするとともに、終了後には、バーベキューをして交流を深めました。駅伝の部で西区と合同で出場したこともあり、今年度は西区役所支部と合同でバーベキューを行いました。バーベキューのみに参加された組合員が美味しい野菜料理などを用意してくださり、大いに盛り上がりました。

今年度は、駅伝の部で、女性組合員もいるチームとしては最上位の4位となりました。今後はもう少し計画的に参加者を募り、事前に練習会を開催するなどの工夫をすると、もっと盛り上がると思います。

3. 支部退職者を励ますつどい

3月 9日（金） 午後6：30～ 於）かめい（丸の内）

参加者 25名（退職者2名始め関係分会組合員など）

長い間、市職労および支部の活動にご尽力いただいた皆さんの労をねぎらうとともに、今後の新生活への出発に対してエールを送る会として開催しました。

今回、ご出席いただいた退職者は、これまで支部の活動にご尽力いただいたお二人でしたので、これまでの活動についても振り返ってお話いただきました。これからは支部で活動していく組合員にとって力が湧いてくるようなメッセージをいただきました。

4. 新規採用者及び支部間異動者歓送迎会

5月 2日（水） 午後6：30～ 於）台所はせがわ本店（栄）

参加者 35名

- * 執行委員以外の組合員も含め、実行委員会形式での開催
- * 対象者：支部間異動者、新規採用者
- * 実行委員：本庁、図書館、高校、社教施設から30名以上

今回もここ数年と同様、新規採用者や支部間異動者のそばにいる組合員の方々が、歓迎をするというコンセプトで、総勢30名を超える実行委員の方のご協力で企画・運営していただきました。その実行委員の皆さんや所属の分会長さんからの積極的な働きかけにより 参加してくださった新規採用者や支部間異動者を囲み、楽しい会を開催することが出来ました。

この会をきっかけに、新規採用者の方などを仲間として組合に迎え入れる働きかけを継続するとともに、組合員同士の交流を深める企画を実施していきたいと思えます。今回も、これをきっかけに上下水道局から異動された方が加入してくださいました。

今年度は、教事支部から他支部へ異動された方にもお声かけし、参加していただきました。新しい職場での話やこれまでの支部での活動について話をさせていただいて良かったと思えます。来年度以降も、支部外へ異動された方へも呼びかけて行きたいと思えます。

5. 各区役所配置換えについての申し入れ活動

生涯学習センターが区に移管されて以降、配置換え時に、社会教育施設に引き続いて勤務希望を持つ職員の人事異動については、これまでの経緯も踏まえて本人の意思を最大限尊重するようにとの申し入れを職場要求の中で行うとともに、各区長を訪問する要請行動を執行部で実施してきました。

社会教育施設に専門職員が配置されていない現状の中で、こうした取組みは重要だと考えています。

生涯学習センターに新規採用者として配属される職員も生まれてきたので、改めて組合員に対しても、こうした希望があれば当局とのかかわりの中できなうことを伝えていく必要があります。

6. 自治労連共済、自動車保険などの世話役活動をすすめました。

本庁ブロックの組合員の協力を得て、自治労連共済、自動車保険の業務を実施しております。共済の新規・継続加入の呼びかけや還元金の返還業務等を分会長さん

のお力も借りて行っています。このような組合員の地道な努力によって支えられている世話役活動を今後も大切にしていきたいと思えます。

7. 集会への参加、署名の取り組み

各種集会参加、署名提出については、支部として取り組む意義を確認したものに限り、各分会へお願いをしております。

しかしながら、この社会状況の悪化がとどまるところがない中で要請数は多くなっており、一つ一つの取り組みが十分といえない現状もあります

そのような中でも、参加していただいた組合員の方々には深く感謝いたします。このような組織活動は、一見地味ではありますが社会への示威行為になるものであり、積極的な取り組みが求められます。(資料参照)

また、提出した署名の成果についての報告がないのではないかとのご意見を分会からいただき、本部に対して取り組んだ署名についてのその後の状況を組合機関紙等で随時報告するよう求めています。

8. 機関紙活動の取り組み

機関紙「あした」は、今年度も闘争時期を中心に発行しました。

職場への重要な情報提供の場ととらえており、図書館ブロック等の自治研活動などの報告も行いました。

今後は、組合員がみんなで考えていくための学習資料や他支部・都市の取り組みの紹介などもしていきたいと考えています。

また、組合員間の交流の様子などを伝えていく「TOMMOROW」は、年間で3回発行しました。写真等も掲載し、楽しさが伝わるものとなりました。

支部のHPは、開設以来、十分な活用が出来ていませんでしたが、支所管内図書館への指定管理者制度導入反対運動をする中で、市民や組合員への情報提供のツールとして活用しました。「今月の一冊」というコーナーでは、図書館司書の方からお薦めの本を掲載していただきました。

今後、継続した活用をするためにHPの内容充実に努める必要があります。

八. 各ブロックの活動総括

(1) 本庁ブロック

定員管理計画に対する闘いとしては、スポーツ振興課における国体冬季大会業務の終了に伴う主査1名、主事2名の削減提案への闘いがありました。

このスポーツ振興課の削減提案については、国体冬季大会業務の終了に伴う削減について認める前提条件として、年度内に業務が確かに完了していることの確認を求めるとともに、市民スポーツ係においてしていた増員要求を勘案し、総合的に人員配置について検討することを所属長との交渉及び窓口としての総務課との交渉で確認をしました。結果としては、事業終了による削減であるため、やむを得ず了承するとなりましたが、その一方で、市民スポーツ係での増員が認めさせることができました。

減員と関連しない課においても、慢性的な超過勤務が発生している総務課や企画経理課、学校整備課などに増員を認められました。これも地道な増員要求の成果だと思えます。

本庁ブロックの交流を図る企画としては、夏の暑気払い企画として、三の丸地区協主催の納涼まつりへの参加者を募りました。有志が参加し、交流を図ることができました。また、12月9日(金)には、2011年4月採用の新規職員が組合加入してくれたため、「新入組合員歓迎会」を開催し、主に青年層の組合員が集まって新入組合員との交流を深めました。

また、ブロック独自の学習会を秋と春の2回に渡り開催してきました。秋には、10月14日(金)～20日(木)の3日間の、春には、2月13日(月)～17日(金)のうち、3日間の昼休みを利用して実施しました。分会長から各分会の組合員への呼びかけをしっかりと実施していただいた結果、秋、春ともに本庁ブロック組合員全体の約8割にあたる、60名を超える組合員が参加し、人事委員勧告についてや今私たちがおかれている状況、春闘での闘いなどについての学習を行いました。

4月には、3日(火)に新規採用者歓迎昼食会、13日(金)には支部間異動者歓迎昼食会を開催し、新規同士、異動者同士で顔を合わせることができました。更に、5月2日(水)には「新規採用者&支部間異動者歓送迎会」を開催しました。多くの本庁ブロック組合員が実行委員として参加し、4月の昼食会と同様に身近な組合員が声をかけ、企画・運営をしました。参加者からは、教育委員会の中で知人を増やすことができて良かったなどの感想が寄せられました。

2011年度の分会長会議は、2010年度に引き続き定例的に毎月お昼休みに開催しました。定例化する中で、各分会での課題等をブロック全体で把握することができたり、支部全体での動きなどを時期に応じて伝えることができました。こうした動きの中で、3月の残業パトロールでは、多くの分会長が参加し行うことができました。

(2) 社会教育施設ブロック

2011年10月の外部評価(いわゆる「事業仕分け」)は、女性会館を「廃止」、生涯学習センターを「見直し」と判定しました。無作為抽出の17人の判定員による、わずか1時間あまりの「検討・判定」で、市民の権利保障に関する重大な施策が左右されてしまうことはあまりに乱暴です。

こうした動きの中で、生涯学習センター事業係長の削減、女性会館の係の統合と職員削減が提案されました。(経過等は、「2012年度『定員管理計画』に対する取り組み」を参照してください)

女性会館では、現行の嘱託員に替えて民間(利用者などを含め)から代替えの嘱託3ポスト配置と職員削減という重大な変更を伴う提案に対し、利用者サービスの低下にならないか、労働条件が悪化しないかを基本に、分会長さんを先頭に副館長との交渉、話

し合いをすすめました。職場での短期間の集中した議論と副館長をも含めた職場合意づくりの取り組みにより、民間代替え3ポスト撤回などの大きな提案変更をさせました。

生涯学習センター事業係長削減については、2010年4月の主事1名の削減による利用者へのサービス低下と労働条件の悪化状況を理由に、各分会で事務量分析等を含めて、館長交渉をすすめました。支部として、「係長」を「主事」へ巻き替えることと全職員による交代制勤務の実現を迫りましたが、組合員不在のセンターもあり、十分な職場分会での合意づくりができず、教育委員会の固定化された方針を変更させることができませんでした。現行嘱託員と新たに配置する嘱託員の待遇の差別化や嘱託員が過半数となるような現場の異常性、協調性や協力関係のある職員集団づくりと職場運営の困難さの増長など多くの問題が残されています。

2011年度は、主事1名削減(10年度以降)の職場の変化による職場要求の確立、組合員同士の交流と仲間づくりを目指すことを活動方針の基本としましたが、役員体制の不十分さもあり、一部の分会への役員による訪問活動に留まりました。日頃からの組合員相互の情報交換や役員による連絡体制と要求の把握など、地道な活動が求められます。そうした中、昨年度と今年度は生涯学習センターに新規採用された方々が職場の先輩のすすめもあり、組合へ加入されました。共に仕事をすすめ、要求実現を目指す仲間として大事にしていかなければなりません。

また、利用者、市民との共同の取り組みも始まりました。「事業仕分け」の判定に危機感を持った利用者の皆さんは、「女性会館廃止反対」、「生涯学習センターへの指定管理者制度導入反対」などの署名活動にいち早く取り組みました。また、名古屋の社会教育はどうなるのか!という声と社会教育の研究者の方々の助言もあり、現状の問題を広く共有し、利用者・利用団体相互の連帯を作っていこうとシンポジウム「これでいいの?崖っぷちに立つ『社会教育』」を女性会館で開催(2012年5月27日)しました。前述の署名活動をすすめた利用者の皆さん、指定管理者制度導入に反対する「名古屋の図書館を考える市民の会」、文化活動をすすめる劇団や団体の皆さん、研究者など60名を超える参加があり、それぞれの活動報告や社会教育施設や職員との関わりが語られました。今後、「判定」を受けた方針が出されて来ると思われ、支部としても利用者の皆さんと共同の取り組みが求められます。そして、こうした運動の中で、私たち職員も大きく励まされますし、共同する中で職員の役割や働き甲斐が見えてくるものではないでしょうか。

(3) 図書館ブロック

「図書館サービス低下提案」に対するたたかい

①昨年度の最大の戦いは「指定管理者」制度導入の問題です。この間政令指定都市でも北九州を始め、神戸、広島、仙台、浜松では既に導入されました。また、名古屋とよく比較され、名古屋同様「司書職制度」を採用している横浜が一昨年から1館について5年間導入をされています。大阪府では条例制定をえない形で府立図書館に「市場化テスト」が導入されている事態となっています。このように財政難を理由にした経費節減のみを主目的とした安易な「改革」が各地で展開されています。

そういった全国情勢を背景にしながら、また議会での議員発言に触発された河村市長の強引な横槍等もあり、教育委員会当局が提案してきました。

まず昨年4月27日に現在支所管内図書館への「指定管理者」制度の導入提案がされました。職員が長年培ってきた経験の継承もできないような制度で、住民に継続的・安定的なサービスが提供できなくなるのは明らかです。当局の提案理由は「サービスの向上」と「経費節減」といつものごとくうたってはいますが、とても納得のいくものではありません。「カウンター委託」以上に非効率的な運営になるのも明らか

です。この提案が図書館の根幹に関わる問題だとの認識から広く市民に知らせ共同の取り組みにするべく早々に「市民集会」の開催を呼びかけました。自治労名古屋教育支部とも組合の枠を超えて共催にし、図書館職員全体の取り組みにできたことも意義があったと考えます。5月29日に大雨の中、市民54名を含む77名の参加で議論ができたと確信しています。市民からは「なぜそんなに急ぐ必要があるのか」「指定管理はサービス低下だ」「もう支所管内図書館は使えなくなる」との声が相次ぎ、参加者一同による「アピール文」を採択し、署名活動が決定されました。

また、集会翌日に開催された市議会の「教育子ども委員会」では教育委員会当局の説明に対して、各委員からは「時期尚早」「サービス低下」だとの意見が河村市長が代表を務める「減税日本」の委員からも出されるなど、反対の意見が相次ぎました。

その結果、新聞報道もあり、6月8日の支部との教育委員会交渉では1年間の延期を当局が表明せざるを得ない状況まで追い込みました。署名についてはわずか3週間あまりの取り組みにもかかわらず約1万筆も集約でき、市民の関心の高さが現れた結果となりました。

しかし、教育委員会当局は再度1月に提案してきました。支所管内図書館6館に導入しようというものです。まず志段味に2013年「試行」導入し、検証作業を2年間行うという提案内容でした。

市民からはその動きに即座に反応され、署名活動が再開されました。約15000筆の貴重な署名が全国各地から寄せられ、集約母体である「名古屋の図書館を考える市民の会」から図書館当局に提出されました。それにも関わらず「図書館協議会」での強引な了承を取り付け、教育委員会および議会での予算案を通過させました。その間「市民の会」として片山義博元総務大臣を講師にし、3月3日に250人以上の参加者を集めた市民集会も開催し、市民からは「指定管理者制度」導入反対の声が大きく広がりました。この力を今後の運動につなげていくことが求められています。

②また、「カウンター委託」も既に導入されている北・港および名東（年度末まで検証作業が行われ、委員会報告では「おおむね良好」とされました。ただし検証過程では当の名東も含め労働側委員からは問題ありとされたが委員長預かりという形で最終報告が一方的に出された）に続き東・瑞穂・守山・緑の4館への導入が提案されました。当初予定された欠員を解消するための提案でした。しかもさらにその提案が完結していないにもかかわらず、さらに欠員が発生することが明らかになり追加で中川への導入も提案されました。

③カウンター委託も指定管理者制度も、専門職である司書を市民との接点である最重要な仕事と位置づけられるカウンターから遠ざけるものであり、専門職の否定につながるものです。市民との接点が限定される「相談カウンター」だけでは市民との信頼関係を濃密なものにはしがたく、そのことがさらに司書との対話を少なくするという「負」のスパイラルに陥ることは明らかです。

④南図書館BM問題も司書定数が削減された状態のまま、委託で運営されていましたが、それを中央館整理課が南図書館に替わって運営事務を担当するという機構改革も提案されました。本来名古屋市図書館全体としてその運営に当たるべき事業を今まで南図書館にその責任を押し付けてきたもので、その解消につながったのは評価できますが、実際にその場にいない職員が対応を迫られる事態も予想され、今後の課題だと考えます。

(4) 養護学校ブロック

2005年に成立した障害者自立支援法は、さまざまな団体、障がい者からの「見直し」を求める運動が前進し、結果として各地で行われた裁判で和解勝利し、2010年1月7日、国に謝罪させるとともに①応益負担のすみやかな廃止、②新しい福祉法制を2013年8月までに実施約束、③その法案作成に当事者を参加させる、などの「基本合意」を原告・弁護団などと結びました。そして、2011年8月に、障害者自立支援法の廃止後の新法の制定を目指して、「障害者総合福祉法（仮称）」の骨格提言がされました。この骨格提言は、2006年に国連が採択した「障害者権利条約」、2010年1月に国と障害者自立支援法訴訟原告との間で結ばれた「基本合意文書」に基づいて作成されました。

しかし、2011年12月ごろから、障害者自立支援法を廃止ではなく一部修正し、それを廃止・改正とみなす動きが出始めました。2012年3月には、障がい者側が求めている内容は盛り込まず、「基本合意」や「骨格提言」を全く無視し、枠組みは現行法をほぼ踏襲した「障害者総合支援法」が、4月に本会議で成立されました。障がい者を取り巻く状況は、とても厳しいものとなっています。

養護学校ブロックは、父母の会や教員有志と共に「名古屋市立養護学校の学習環境充実を求める会（以後：親の会）」を組織し、学習環境の改善を求める活動を進め、全養護学校の冷房化を実現しました。また、守山養護学校父母会の「守山養護学校への看護師配置を求める請願」活動へも参加し、実現するなど、父母の活動を支援しています。

現在、名古屋市の特別養護学校は、大規模校化の一途をたどっています。増え続ける入学児童・生徒の受け入れに対し、対策が取られないため、教室の数は足りず、教育環境は悪化していくばかりです。特に守山養護学校では、産業科は単独校として作るべきという私たちの指摘を無視し、昨年度産業科が配置されました。しかし、養護学校小中学部・高等部普通科の増え続ける児童・生徒数増と相まって、教室が不足する事態になりました。この問題を児童・生徒たちに必要な特別教室を普通教室に転用して対応することによって、子どもたちの室内遊びやクールダウンの場が削減され、子どもたちの学校生活に大きな支障が出ています。根本的な解決は何もされておらず、来年度には教室が足りなくなるのは明らかです。そこで「新たに特別支援学校を建設」「守山養護学校の産業科を単独校として建設」という運動の取り組みを親の会を中心に始めました。今後も、子どもの権利を守り、障がい児教育の「合理化」などに対する父母・保護者の切実な願いを実現するための運動をすすめることが重要です。

介助員は、学習会を二回開催しました。職務内容の確認やスクールバス乗務におけるこれまでの経緯など、あいまいだった部分を確認したり、整理したりすることにより、新たな疑問点や抱えている問題など、多くの意見や質問が出され、とても有意義な学習会となりました。今後も働きがいのある職場づくりや子どもたちの教育条件の向上に向けた運動をすすめるためにも日常的に話し合いを進める必要があります。

給食の現場では、児童・生徒数の急増によって教職員も増加していることもあり、小学校給食の食数基準では十分な職員配置と言えない状況です。食材によっては1.5倍（小学校基準）の量の調理をしており、配膳時間がぎりぎりになることも多々あり、毎日ギリギリの状態が続いています。正規職員での調理を守り、喫食数など実態にあてはめた名古屋市立養護学校の独自基準づくりが求められます。

用務員関係では、08年度から技能長制度が導入されましたが、職場が点在することで差配が行き届かない点、提出しても実施している仕事内容が明らかに出来ない日報など、問題点について、技能長を通して改善を教委に指摘しましたが、改善の方向にはありません。学校支部と共通認識を作ることが必要です。一方で、正規職員とほぼ同数となった嘱託職員や業務員など不安定雇用労働者の賃金労働条件の向上や正規職員化への道を開く運動作りが、同じ仕事をするものとして求められます。

九. 活動報告

7月	8日(金)	13:15～	支部大会	東生涯学習センター
		18:00～	組合員交流会	昭和食堂(新栄)
	13日(水)	13:30～	市職労本部定期大会	市公会堂4階ホール
	19日(火)	12:00～	本庁ブロック分会長会議	市職労本部会議室
	20日(水)	16:00～	教育委員会交渉(要求書提出、図・開館時間)	第11会議室
	22日(金)	13:15～	市労連定期大会【参加】秋元	市公会堂
	23日(土)	～25日(月)	自治体学校【レポート】吉永	奈良市
8月	3日(水)	18:30～	第1回中央委員会	県本部大会議室
	4日(木)	18:00～	第1回支部執行委員会	市職労本部会議室
	7日(日)	～9日(火)	11原水爆禁止世界大会	長崎市
	9日(火)	17:45～	本庁ブロック企画「納涼まつり」参加企画	名城東小公園
	15日(月)	14:00～	図書館ブロック会議	支部センター
	19日(金)	15:00～	図書館検証委員会	鶴舞中央図書館
	20日(土)	13:00～	自治労連教育部会事前会議【吉永】	静岡市
	23日(火)	16:00～	教育委員会交渉(中央館開館時間)	本庁5A会議室
	25日(木)	10:00～	総務局副局長交渉【大石英、松井】	大会議室
	30日(火)	18:00～	第2回支部執行委員会	市職労本部会議室
9月	2日(金)	12:00～	本庁組合員座談会	市職労会議室
	3日(土)	～4日(日)	もくもく湯けむりツアー【水谷】	伊賀市
	8日(木)	18:30～	組織・教宣部長会議	市労連会議室
	9日(金)	18:30～	市職労青年部定期大会	女性会館
			【松井執行委員が副部長に就任】	
	10日(土)	9:30～	市職労水泳大会【松井、久間、水野】	日本ガイシプール
	17日(土)	～18日(日)	名ブロ17地区合同夢キャンプ	北恵那キャンプ場
	21日(火)	16:00～	教育委員会交渉(回答交渉)	教育委員会室
	22日(木)	18:30～	支部第2回分会長会議	東生涯学習センター
10月	6日(木)	18:30～	第3回中央委員会	県本部大会議室
	7日(金)	18:30～	第2回組織部長・教宣部長合同会議	市労連会議室
	10日(祝)	13:30～	図書館ブロック集会	北生涯学習センター
	14日(金)	18:30～	名古屋ブロック決起集会【吉永、水野、高田、中山】	本庁舎正面玄関前
	19日(水)	18:30～	第4回中央委員会	県本部大会議室
	20日(木)	18:30～	第4回支部執行委員会	市職労本部会議室
	26日(水)	18:30～	第2回拡大闘争委員会	県本部大会議室
	30日(日)	13:00～	第15回小牧平和県民集会	小牧市市之田公園
11月	2日(水)	15:00～	教育委員会交渉(定員管理計画提案交渉)	防災指令室
	3日(木)	13:00～	11・3県民のつどい	市公会堂ホール
	4日(金)	18:30～	支部第3回分会長会議	東生涯学習センター
	8日(火)	12:00～	本庁地区協・昼休み学習決起集会	西庁舎12階第10
	9日(水)	18:30～	組織部長・教宣部長合同会議	労働会館2階
	10日(木)		国民大運動中央行動	日比谷野外音楽堂
	11日(金)	18:30～	名古屋ブロック決起集会	本庁舎前
	16日(水)		秋の総行動	各地域
	17日(木)	18:30～	第5回支部執行委員会	市職労本部会議室

	18日(金)	12:05～	市労連・昼休み学習決起集会	大会議室
	21日(月)	18:30～	市労連・決起集会	市公会堂
	26日(水)	18:30～	第3回拡大闘争委員会	県本部大会議室
	29日(火)	18:30～	第7回中央委員会	県本部大会議室
12月	6日(火)	18:30～	第8回中央委員会	県本部大会議室
	8日(木)	18:30～	支部第4回分会長会議	東生涯学習センター
	9日(金)	18:30～	新入組合員歓迎会	栄
	10日(土)	—	11日(日) 第6回市職労学校	犬山館
	11日(日)	10:00～	養護学校親の会	守山生涯学習センター
	13日(火)	17:00～	教育委員会交渉(回答交渉)	市労連会議室
	15日(木)	18:30～	第6回支部執行委員会	市職労本部会議室
	22日(木)	18:30～	第8回中央委員会	県本部大会議室
	23日(祝)	14:00～	名古屋の社会教育の自由を守り、発展させる会世話人会	柳城短期大学北校舎
	26日(月)	14:30～	財政局長交渉	大会議室
	28日(水)	15:00～	教育委員会交渉	東庁舎第13会議室
1月	4日(水)	18:30～	新年旗開き	東庁舎地下食堂
	12日(木)	18:00～	教育委員会交渉	東庁舎防災対策室
	18日(水)	16:00～	教育委員会交渉	鶴舞中央図書館
	20日(金)	18:30～	市民のつどい (天白養護1、学校事務センター1)	公会堂
	25日(水)	18:30～	本部組織部長・教宣部長会議	本部
	28日(土)	18:30～	自治労連県本部臨時大会	一宮市スポーツ文化センター
2月	3日(金)	13:30～	市職労・2012春闘臨時大会	市公会堂4階ホール
	9日(木)	18:30～	図書館ブロック会議	本部会議室
	11日(祝)		トヨタ総行動(参加:松井執行委員)	
	12日(日)	10:00～	養護学校親の会	
	13日(月)	12:00～	本庁ブロック春闘学習会①	市労連会議室
	16日(木)	12:00～	本庁ブロック春闘学習会②	市労連会議室
	17日(金)	12:00～	本庁ブロック春闘学習会③	市労連会議室
		13:30～	教育委員会交渉(図書館回答交渉)	鶴舞中央図書館
		18:30～	市職労退職者のつどい	名古屋国際ホテル
	21日(火)	18:30～	批准投票開票&組織部長会議	県本部大会議室
			第7回支部執行委員会	県本部会議室
	22日(水)	12:10～	本庁合同新歓実行委員会	市労連会議室
	23日(木)		地域総行動(早朝宣伝・決起集会等)	各地域
3月	1日(木)		3・1ビキニ・デー	焼津市
	3日(土)	13:30～	図書館のあり方について考える講演会	栄ガスホール
	4日(日)	10:00～	3・4市民のつどい2012	国際会議場
	7日(水)	18:30～	第8回支部執行委員会	市労連会議室
	8日(木)		国民春闘中央決起行動	東京都内
	9日(金)	18:30～	支部退職者を送る会	丸の内かめい
	13日(火)	18:30～	本部拡大闘争委員会&組織会議	県本部会議室
	15日(木)	12:00～	本庁合同新歓実行委員会	市労連会議室
		17:30～	残業パトロール	東庁舎6階
	22日(木)	9:00～	12春闘交換オルグ	市役所庁舎内

		18:30～	図書館ブロック会議	女性会館
	23日(金)	16:00～	第9回執行委員会	市職労会議室
	26日(月)	16:00～	名古屋市の図書館を考える市民の会	徳重コミセン
4月	2日(月)	8:00～	新規採用者インタビュー	鯉城ホール前
	3日(火)	12:00～	本庁新規採用者歓迎昼食会	市職労会議室
	5日(木)	16:30～	新規採用者合同研修アピール	教育センター
	6日(金)	12:00～	本庁合同新歓実行委員会	市労連会議室
		18:30～	第8回支部執行委員会	市職労会議室
	13日(金)	12:00～	本庁支部間異動者歓迎昼食会	市労連会議室
	18日(水)	18:20～	フレッシューズパーティー	マリオットアソシア
	19日(木)	18:30～	支部第6回分会長会議	東生涯学習センター
	25日(水)	18:30～	第11回支部執行委員会	市職労会議室
			第10回中央委員会	県本部大会議室
5月	1日(火)	9:00～	メーデー	白川公園
	2日(水)	18:30～	支部新規採用者&支部間異動者歓迎会	台所はせがわ
	3日(祝)	13:00～	憲法施行65周年記念・市民のつどい	市公会堂
	8日(火)	18:30～	第12回支部執行委員会	市職労会議室
	9日(水)	18:30～	本庁地区協新人等歓迎ボウリング大会	キャッスルホール
	15日(火)	18:30～	第11回中央委員会	県本部大会議室
	20日(日)	10:00～	養護学校親の会	東生涯学習センター
		10:00～	第38回東海自治体学校	名古屋大学
	24日(木)	18:30～	第12回支部執行委員会	市労連会議室
	26日(土)	9:00～	市職労マラソン大会	庄内緑地公園
	27日(日)	13:30～	これでいいの?崖っぷちに立つ社会教育	女性会館
	30日(水)	15:30～	教育委員会安全衛生委員会	教育委員会室
	31日(木)	18:30～	第6回支部部分会長会議	市労連会議室
6月	2日(土)	10:00～	ワン・ディ・キャンプ	定光寺キャンプ場
	7日(木)	14:00～	第13回支部執行委員会	市労連会議室
	11日(月)	18:30～	第6回本部拡大闘争委員会	県本部大会議室
	16日(土)	—	17日(日)第3回成年自治研集会 in 滋賀	琵琶湖クラウンホテル
	30日(土)	—	7月1日(日)「対話と提言」運動交流集会	名古屋クラウンホテル

第1号議案 2012年度支部活動方針(案)

スローガン

1. 憲法が掲げる「一人ひとりが尊重され、輝く」社会を実現しよう！
2. 市民要求を原点とした職場要求を実現するため、
市民とともに各職場からの取り組みを！
3. 大いに学んで、騙されない眼を持ち、
大いに遊んで、横のつながりを強めてみんなで元気になり、
一人ひとりの行動で組合活動を大きく前進させよう！

一. 公務職場をとりまく現状からめざすもの

政府は、国家公務員の高齢期雇用施策として「再任用の義務化」を内容とする「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」を決定しました。昨年、人事院は段階的「定年延長」の「意見の申出」を行いました。政府は、財界の圧力により民間労働者の定年年齢の規定に触れることができなかつたことや、消費税増税などの国民負担増の露払いとして公務員の総人件費削減改革を位置付けていることから、雇用と年金の接続を図る施策として「再任用の義務化」を選択しました。

国家公務員の基本方針決定を受け、地方公務員も同様に「再任用の義務化」をすることで政府は調整を進めています。

国民犠牲の「構造改革」の推進を許さず、公務職場を安心してくらし、働き続けられる職場とするために、確実な雇用と年金の接続、希望者全員の雇用確保の実現をめざし、公務・民間の共同した運動を進めていく必要があります。

国公労連は東京地方裁判所に対し、4月から施行が強行された国家公務員の給与臨時特例法による給与カット分の返還と慰謝料の支払いを国に求める「公務員賃下げ違憲訴訟」を提訴しました。東日本大震災では、国家公務員も不眠不休で救援と復旧復興業務にあたり、限られた予算と人員のなか、全体の奉仕者として、全国の第一線で国民の安心、安全を守るために公務・公共サービスを支えています。それにもかかわらず、労働基本権制約の「代償措置」とされる人事院勧告を超えて、生活の糧である賃金を2年間にわたって平均7.8%も引き下げられることに対し、全国の職場は怒りに満ちあふれています。憲法ですべての労働者に保障された労働基本権を制約したまま、一方的に不利益を押しつける「給与臨時特例法」は、憲法とILO条約に違反しています。国家公務員の賃下げが625万人労働者をはじめ地域経済にも多大な悪影響を及ぼすこと、消費税増税と社会保障改悪など国民犠牲の突破口であること、賃下げの悪循環を断ち切り、すべての労働者の安定した雇用確保と賃金引き上げで内需拡大・景気回復をはかることが必要であることなど、国民の理解と共同を広げる運動を引き続き強化していく必要があります。

二. 名古屋市の職場の現状を踏まえ、めざすもの

河村市長は名古屋市と近隣自治体が一体となって多国籍企業をひきつける人口400万人規模の街をめざし、尾張名古屋共和国として近隣の首庁や議会関係者に協議を呼びかけています。3月21日の市議会の大都市・行財政特別委員会では、道州制のもとでの大都市圏づくりを構想し、企業誘致に向け交通インフラの整備を中心課題として近隣自治体と連携する意向を表明しました。自民党議員からは議会同士の連携を強化したいとの発言が出ています。この構想の狙いは、名古屋市と近隣自治体の財源を多国籍企業誘致のための大型開発事業や補助金格差に集中させる仕掛けづくりであり、橋下大阪市長や大村県知事と連携して地方自治破壊の道州制導入を促進しようとするものです。

名古屋市の職場も、国の動きや大阪市などと同様に、「民間至上主義」の発想で仕事をするのを押し付けられています。

安易な民間へのアウトソーシングを進める中で、低賃金労働者を生み出し、市役所で働く職員が現場からどんどんと遠ざかり、やりがいを実感しながら働くことが難しい状況になっています。長年の蓄積があるからこそ、継続的で安定的な市政運営が出来ることを改めて確認する必要があります。

こうした状況を打破するためには、私たち「公務」の職場で働く人間が、なぜこの事業は「公務」が担当をするのかという原理・原則を学び直し、そこからの発想となる仕事ができるようにすべきだと考えます。

そのために組合としても、市民と共同しながら、原理・原則を学び直す活動をし、公務員が責任をもって施策を遂行できるよう市民に打って出ていき、理解を求め、ともに立ち上がるべきだと考えます。

それが出来た時、「自動車図書館の廃止撤回」や「支所管内図書館への指定管理制度導入の見送り」といった運動に発展し、市民にとって本当に必要な市政が行われることになると確信しています。

そして、公務員が責任を持って施策を遂行することが出来るためには、自分らしく生きる時間の確保が重要です。そのためには、恒常的に残業をせざるを得ないような厳しい労働条件の解消を当局に対して強く求めていく必要があります。このような厳しい労働条件の中では、誰もが心身の故障をきたす可能性があるといえます。安全衛生の取組みの中からも、人員増の要求をしていく必要があります。

三. この1年間、支部ですすめていく活動の中心課題

1. 引き続き各ブロックで自治研活動を推進し、

市民要求を実現させる活動

今年度も、各ブロックの活動を基本にしつつ、支部組合員の交流と学習の場として、自治研活動をすすめます。とりわけこの自治研活動を通じて、私たちが携わっている「公務」の原理・原則を学びなおしたいと考えています。その上で、組合員の皆さんが自分の仕事と職場の問題を持ち寄り、話し合い、元気の出る活動をめざします。自らの仕事を通して、住民の権利に気づき、それを保障する仕事のすすめ方を参加者全

体で考えながら、それぞれの職場で実践できる職員集団づくりを大切にします。

支部のほとんどの職場と仕事について、民間へのアウトソーシングや指定管理者制度の導入の検討対象とされてしている中、安易な導入に反対し、教育機関としてその専門性に裏付けられた、利用者・住民に対する仕事のすすめ方が求められます。とりわけ、図書館や博物館施設に指定管理制度を導入させず、司書、学芸員などの専門職制を守る学習と取り組みをすすめます。

具体的には、自治研にかかる機関紙の発行や市民にも大きな影響を及ぼすと思われる問題を取り上げた市民と共同の集会を開催します（具体的な取組み案は以下の四角囲みの中を参照）。

労働組合、住民自治・地方自治、憲法などとともに、社会教育やその方法論なども学習します。

また、民間へのアウトソーシングや指定管理者制度をめぐる各自治体の動き、先輩職員の社会教育実践の聞き取りと継承の課題、利用者・住民の皆さんの実際の声や要求、各職場での問題などもテーマに、必要に応じて研究者の助言などもいただきながらすすめます。

仕事と職場を通じて主体的に参加できるような運営と企画を考える運営委員会を各職場・分会からも参加してもらい、定期的開催をめざします。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 「名古屋の図書館を考える市民の会」への支部としての参画② 「これでいいの？崖っぷちに立つ社会教育」の継続集会への支部としての参画③ 「名古屋市立養護の環境充実を求める会」への支部としての参画④ 施設ごとに利用者懇談会等の継続的開催を求め、そことの連携 |
|--|

「みんなでつくるホンモノの地方自治」をテーマに、アクトシティ浜松などで、7月21日（土）～23日（月）に開催されます「第54回自治体学校 in 浜松」へ参加をし、参加者から組合員へ学んだことを広める活動をします。また、2年おきに開催される第11回地方自治研究全国集会（9月29日～30日さいたま市）にも積極的な参加を目指します。

さらに、「社会教育推進全国協議会あいち支部」（以下、「あいち支部」）との共同の取り組みをすすめ、必要に応じた市民集会や学習会の共同開催もめざします。「あいち支部」主催の社全協セミナーへ参加し、社会教育の理念と実践を学びます。とりわけ、「社会教育研究全国集会 in 高知」では、全国の仲間の実践に学び、交流を深める機会として支部も社会教育施設で働く組合員を中心に積極的な参加を呼びかけます。

2. みんなで楽しく参加できる組合活動と大きな組織建設を進める

すべての活動は、とにかくまず楽しむことからはじまるといっても過言ではないと思います。そこに参加する人が楽しいと思えば、その人の身についていくことになると思います。まさに、大いに遊び、大いに学ぼうではありませんか。

支部としても、ここ数年定着してきた組合員同士が交流できる企画をより多くの組合員が参加できるように工夫して実施したり、本部青年部等が行う企画への参加者へ補助をしたりすることなどを考えています。

① 組合員を拡大する取り組みをすすめます

a. 引き続き、今年度の新規採用者の加入をすすめます

すでに多くの新規採用者が加入していますが、まだ試用期間中という非常に立場が弱い職員を守る観点からも未加入者への呼びかけを強め、9月末までを一つの目標として取り組みます。

b. 非組合員への定期的な呼びかけをします

公務員をたたけば票がとれるということで公務員はたたかれ、その結果、自治体労働者を取り巻く環境は急激に変化してきています。労働組合がなければ権利は守れませんし、要求は実現出来ません。その意味をきちんと誠実に訴える活動を進め、特に様々な事情で組合に加入していない職員に組合へ加入してもらえるようにします。

非組合員も対象とした企画の実施し、組織化を強化します。

また、嘱託職員の組織化にも引き続き努力します。

② 組合員交流企画を役員以外の力も借りて実施します

支部全体行事の開催やブロック単位の交流会などを、組合員の要求にもとづいて企画し、日頃は会えない組合員同士の交流の場を広げます。

また、本部等が実施する企画への参加補助をします。

具体的には、以下の交流企画等を役員以外の力も借りて実施します（実行委員会を立ち上げたり、企画担当者を設けたりして、多くの人に参加してもらいます）。

a. ブロックごとの交流会を積極的に企画・実施します

b. 秋の支部組合員交流会を企画・実施します

c. 退職者を励ますつどいを企画・実施します

d. 新規採用者&支部間異動者歓送迎会を企画・実施します

e. 市職労主催「水泳大会」「マラソン大会」等へ参加します

③ 機関会議を定例的に開催します

組合で、支部で今、取り組んでいることを共有する場として、また原理・原則を学ぶ場としての機関会議（執行委員会、分会長会議、ブロック別会議など）を定期的で開催します。

特に、共通の課題を解決する必要があるため、ブロック別会議・交流会等を充実していきます（そのために、ブロック内の分会長をリードする方を新たに置くなどする仕組みづくりをする）。

④ 世話役活動を組合員の要求に応じて工夫しながらすすめます

自治労連共済、自動車保険などをはじめとした組合員の生活相談、また職場における様々な問題に関する相談なども含め、状況に応じて対応します。

市職労本部の支援も受けながら本庁ブロックで行っている「しゃべり場」（市職労会議室／毎週木曜日開催）を引き続き定期的で開催するとともに、他のブロックにおいても、ブロックごとに機会をとらえて実施することとします。

⑤ 集会への参加を勝ち取ります

市職労が提起する集会等への参加を呼びかけ、こうした活動の中で情勢を学び、参加した組合員が所属する職場にそのことを広める活動をすすめます。

3. 賃金確定闘争と組合員の権利を守り、拡大する取り組み

本部の提起する諸行動に参加し、権利の拡大・労働条件の改善等を勝ち取ります。
賃金闘争の前進のため、職場からの要求集約を進めます。また、闘争時期に合わせて「あした」紙上等で交渉の進展等を出来る限りリアルタイムで伝えます。

36協定締結が単なる儀式にならないように、当局に対して所属長への啓発を徹底させるよう申し入れます。また、各分会においても、この締結交渉が自らの労働条件の改善を獲得する場であることを再認識していただくとともに、他の分会での取り組みを共有するなどして、より実行性の高い36協定締結をめざし、サービス残業などの働くルール違反を解消していきます。

組合員一人ひとりの権利を守るためには、それぞれの組合員が、自分自身がなんとかしたいと思う必要があります。そのためには、働く者の権利を学び、自分たちの置かれている状況を学び、そして自らどうすべきかを考える機会を持つことが必要です。支部としても、組合員一人ひとりのそうした活動を支援するため、支部全体での学習会やブロック単位での学習会を実施します。また、組合員が自ら闘う決意を持たれた場合には、支部としても全力を挙げて支援します。

4. 教育、学習、宣伝活動を強化する取組み

① 機関紙等の定期発行をめざします

機関紙「あした」は、組合員への情報提供、情勢認識の学習と職場要求実現の取り組みなどを伝えます。組合員の団結を図るためにも、年間平均で最低月1回以上の発行をめざします。

組合員の交流と情報交換も兼ねた機関紙「TOMMOROW」等は、取材や原稿依頼、投稿など、組合員の声を反映できるように定期発行をめざします。

② 支部ホームページの活用をめざします

紙ベースの情報提供だけでなく、支部ホームページを活用しての情報発信も行うために、管理運営体制を整備します。執行部だけでなく、広く支部組合員による運営委員会の立ち上げも課題です。

ホームページは、市民との重要な窓口にもなりますので、その観点も踏まえながら定期的に情報発信ができるようにしていきたいと思えます。

③ 支部機関紙編集委員会の設置をめざします

「TOMMOROW」等の編集内容の検討と定期発行、「あした」の編集内容への提言、「ホームページ」運営の検討などのために、支部機関紙編集委員会（執行委員と組合員のメンバーで構成）を定期的に開催し、組合員の声や要求を生かした内容にしていきます。

④ 学習活動を積極的にすすめます

- 自治体労働者としての自覚や見識を高めるため、自治体学校をはじめとする各種集会、研修に積極的に参加します。
- 社会教育の理念や実践、状況や課題などについての学習をすすめます。社全協などの集会、学習会へも積極的に参加します。

- 「公の施設」への指定管理者制度導入検討がすすめられています。教育施設への導入の矛盾や問題などについて学習する場を設けます。
- 労働者の権利や労働組合について学習する場として、愛知学習協の主催する愛知労働学校、労働者教育協会主催の勤労者通信大学に積極的に組合員を送り出し、卒業者には半額の補助をします。（市職労本部からも半額補助あり）
- 時々の情勢に応じて、支部・ブロックで学習会を開催します。
- 上記自治体学校等への参加費については、学んだことを組合員に還元してもらうことを前提に補助をします（補助額などは執行委員会等で決定します）。

5. 平和と民主主義を守る活動

名古屋市民が学習する権利が保障され、そのために私たち公務員がそれに見合う労働条件を得る前提には、一人ひとりが大切にされることが必要です。

そして、平和的生存権は「全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的权利であるということができ、単に憲法の基本的精神や理念を表明したものに留まるものではない」のです（07年4月名古屋高等裁判所判決より）。

したがって、教事支部としても、私たちの労働条件を守るための前提として、平和を守り、基本的人権を守る取り組みをしていく必要があります。具体的には以下のような取り組みが必要だと考えます。

- ① 平和を守る運動の中心として、憲法第9条、25条、26条をはじめとする憲法を守る運動を位置づけ、支部全体で積極的に行動します。
- ② あらゆる平和と民主主義を破壊する攻撃を許さないたたかいをすすめます。
- ③ 教育現場への「日の丸」、「君が代」の押しつけなど、教育の反動化に反対します。
- ④ 各種の平和を求める集会、学習会に積極的に参加します。
- ⑤ 非核三原則を守り、核兵器廃絶にむけた運動に積極的に参加します（原水爆禁止世界大会等へ支部組合員を送り出します）。

6. 民主的自治体建設のための取り組みについて

来年4月には名古屋市長選挙が予定されています。その取組みについては、以下の方針を前提に行います。

自治体労働組合が、地元となる自治体の首長選挙に職員の仕事労働条件、住民の暮らしを守る立場から積極的に取り組むことは当然であり、何も行わないとしたらそれは政治的無責任というべきです。特に、新自由主義・市場原理主義的な地方政策によって職員の仕事と住民の暮らしの危機が深刻化している今、地方政治を住民本位に民主化する取り組みに自治体労働組合が果たすべき役割は重大であり、首長選挙はそのための重要な機会であることは言うまでもありません。

それでも、いくら“理念や政策の一致にもとづく協同の選挙”とはいえ、選挙とは、もちろん有権者一人ひとりの自由な（ただし、自由で積極的な議論・運動を前提としての）選択を問うものであり、労働組合の活動とはいえ、それをいかなる意味でも強制・制約することがあってはなりません。そのために、市職労としての選挙の取り組みもその費用は組合会計一般ではなく、組合員に呼びかける任意のカンパによります。その推薦といい、カンパの呼びかけといい、それが組合員の任意性を損なうことのないよう、最大限の配慮が必要であることは言うまでもありません。

そのため、教事支部では、これまでの市長選・県知事選においても、政策や候補者の資料配布や宣伝には当然取り組みものの、支部としての推薦決定はあえて行わず、カンパについても組合員からの発意による以上の強い呼びかけ、取り組みは行ってきませんでした。今回の選挙についても同様の扱いとすることを原則としたいと考えています。

7. 各ブロックの課題と活動方針

(1) 本庁ブロック

支部全体の約1/3を占める本庁ブロックにおいて、今一度、組合の意義やその活動内容について組合員一人ひとりが確認でき、その理解・活動を深めていけるような取り組みをしていきたいと思えます

1. サービス残業や持ち帰り残業をなくすような職場環境づくりと、必要な部署への適正な人員配置を引き続き要求していきます。
2. 本庁ブロック特有の課題等を共有し、解決に向けて前進するため、分会長会議を定例的に開催します（月1回開催）。また、この分会長会議を企画・運営する核となる組合員を設けます。
3. 本庁舎の分会と、教育センター分会、野外教育センターの分会、子ども適応相談センター分会との交流が持てるような取り組みをします。
4. 自治研活動の一環として、ブロック学習会を春と秋に開催し、定期的に組合員が自分の仕事に誇りをもって働けるような学習の場を設けます。
5. 同じ本庁ブロックで働いている者同士が交流を図れるような企画を、組合員の発意・運営で開催します。

(2) 社会教育施設ブロック

2010年4月に生涯学習センターの主事1名が、効率的運営という理由で削減されました。さらに、2012年4月、事業係長の削減により、センター職員は9人の内、嘱託員が過半の5人となり、職員構成が正規・嘱託で逆転しました。事務・事業の量は変化しない中で、職員の仕事は日常の事務で手一杯の状態となっています。女性会館をはじめ生涯学習センターの多くの館が設置30年を経過し、老朽化による施設の不具合や設備の故障などの改修や整備への対応すべき事務量も増えています。

さらに、事務・事業用予算の一律削減により、消耗品の購入補充なども控えざるを得ない状況であり、備品などの不具合や故障もやむを得ずそのまま放置するか年度末に処理するなど、現場はやりくりを追われています。この面でも、利用者、住民の学習活動の条件整備が著しく後退していると言わざるを得ません。この数年来の職員体制や予算削減により、すすめられるべき社会教育施設としての利用者・住民を第一義とするような事業展開や施設運営ができづらくなり、そうした問題状況をさらに悪化させています。

仕事の継承と改善という点でも、経験や実践を積んだ職員が、退職などにより激減し、

蓄積されたものが継承されにくくなっています。生涯学習センターについては、2000年の区役所移管・非公民館化以降の人事政策で職員が分断され、孤立化がすすんでいます。長年、職場要求してきた事務担当者会が開かれるようになりましたが、年1回は開催されたものの継続した担当者同士の学習と交流の場がないことも問題です。

5月27日のシンポジウム「これでいいの？崖っぷちに立つ『社会教育』」を出発点に、女性会館を守る利用者の皆さんの運動や生涯学習センターの「見直し」に危惧を感じておられる利用者、市民、研究者、利用団体の皆さんとの共同の学習と交流、運動を積極的にすすめます。

時間的なゆとりと財政的な裏付けの中で、利用者との対話を通じて意見や要望などを事業や施設の運営に反映させること、学習活動の条件整備を整えるような仕事が求められ、やりがいも出てきます。

今年度は、社会教育関係職員同士の横のつながりをつくり、ブロック活動の活性化をすすめます。組合員の皆さんが自分の仕事と職場の問題を持ち寄り、話し合い、元気の出る活動をめざします。自らの仕事を通して、住民の権利に気づき、それを保障する仕事のすすめ方を考えながら、それぞれの職場で実践できる職員集団づくりを大切にします。

- 職員削減、運営予算の削減などに伴う各職場の状況把握と職場要求の確立を目指します。
- 社会教育施設の性格と役割、職員の関わりなどの原点に立ち返った学習と社会教育実践の継承などを学びます。
- 社会教育施設と本庁の関係各課の組合員の交流と情報交換の場を持ちます。
- 嘱託員が多数になる中で、嘱託組合員を含めた交流と親睦の機会をつくります。
- 女性会館「廃止」、生涯学習センター「見直し」に抗して、学習の権利と自由を発展させる取り組みを利用者、住民の皆さんと共同してすすめます。

(3) 図書館ブロック

1 情勢

経済危機の中、税収減・三位一体計画による補助金カットなど、今まで以上に困窮を極めています。その上先の東北大震災・福島原発の放射能被災により国家的な規模で社会システムが大きく変貌しようとしています。その影響が教育の現場にも押し寄せています。

この間「指定管理者制度」を導入する自治体も複数に上り、安上がりの行政を目指すならばその結論はおのずから明らかでしょう。さらに「市場化テスト法」も成立し、大阪府では橋下「独裁」府政のもと条例制定もなしに府立図書館で実施が強行されました。

また、教育の憲法といわれる「教育基本法」が改悪されたのをうけ、学校教育法等教育三法案の改悪・それに続く「社会教育法」「図書館法」「博物館法」改悪も強行されました。国民の自発的な学習権を根底から奪い、国家権力の意に沿う国民を作り上げようとしているこの改悪を断じて許すわけには行きません。

橋下大阪府知事の大阪市長への転身、その後の社会破壊をめざす言動には大阪府民・市民ならずとも、その影響力の大きさから今後影を落とすことになり大変危機感を感じずにはいられません。特に「教育基本条例」の制定を目指す動きには他自治体も追随する可能性もありまさに「教育の危機」です。

当市では、最後の支所管内図書館、徳重図書館も開館し、当面の図書館網は整備されました。しかし、その実態は奉仕協力員・臨時職員の大量配置によるもので、また「カウンター業務委託」の導入による民間移行もあり、真に住民要求にこたえる体制とはとてもいえません。住民の「学習権保障」という大命題に答えるためには、施設面でも人的な面でも不足しています。ハードもソフトも体裁を整えただけというのが実情だと思います。にもかかわらず、先に支所管内図書館に「指定管理者」制度の導入が提案されました。長年全国に先駆けて司書職制度を確立し、市民サービスに当たってきた経験を放棄し、民間に丸投げするのは行政としての責任放棄以外の何者でもありません。住民要求からも乖離した独善的施策です。住民との共同の取り組み、また自治労名古屋教育支部との共闘により、当初1年間の猶予はできましたが、再度の提案により最終的には25年度からの志段味図書館への「試行」導入が決定されてしまいました。3月3日の片山元総務大臣の講演の反響を見るまでもなく、住民要求がどこにあるかは明らかです。本当の闘いはこれからです。住民から寄せられた信頼を損ねないために今こそ、名古屋市の司書集団が今後の名古屋の図書館をどうして行くのか、どう住民要求に応えるのかを労働組合の側から発信していく必要があります。

自動車図書館「廃止」反対運動で最終的に利用者の大きな声に支えられて存続が決まりましたが、そのことと今回の指定管理者をめぐる闘いの経緯を見れば明らかなように、住民要求実現のために共同の輪を広げることこそが力になりうる、その思いで今こそわれわれがどんな仕事をしていくのかを住民要求をくみ上げる形で「自治体労働者論」の立場で住民に提示しなければなりません。

新自由主義の破綻が明らかになりつつある現在、私たちが本当によりよい社会を作り上げていくためになにをすべきか今一度共に考えて運動を作り上げていきたい。そのために世代を超えた全組合員の持っている力を結集して当たれるよう組織の上からも再考をする必要があります。

2 今年度の取り組み方針

- ① 支所管内図書館への「指定管理者」制度導入を阻止するため、市民とともに共同の取り組みを行なう
- ② 「カウンター委託」の是非を再度住民サービス維持・向上の立場で行なう
- ③ 住民の学習権保障を阻害する「社会教育法」「図書館法」の改悪に反対し、「市場化テスト法」、「指定管理者制度」等の導入に反対する
- ④ 住民との協同を図るため、自治研活動をすすめる。そのためにまず「しゃべり場」活動に取り組む。
- ⑤ 「名古屋の図書館を考える市民の会」として市民集会を継続的に行い、住民要求の掘り起こしを行なう、
- ⑥ 36協定が実効性を発揮できるよう更に労働時間の短縮に取り組む
- ⑦ 新たな組合員を増やすと共に、支部に参集できる体制を構築する。そのためにブロック代表者会議を設定する。

(4) 養護学校ブロック

知的障がいの養護（特別支援）学校には、学校教育法に基づいた明確な設置基準がないため（小中高には、学校教育法に基づいた省令として基準が設けられている）、増え続ける児童・生徒に対応できず、特別教室をつぶして教室に転用したり、心を落ち着かせるための逃げ場になっていたスペースまで、教室に使用せざるをえない状況が、ここ数年、増設などがあっても実態に追いつかず改善の方向はなかなか見えてきません。昨年度も記しましたが、文部科学省回答(08年国会議員への)でも全国で2800もの教室不足に陥っています。愛知県は全国ワーストワンの多さでマンモス校(2011年度一宮東養護461名、安城養護405名(みあい養護209名新設後)、豊川養護512名、佐織養護348名、半田養護451名一桃花校舎71名開設してマンモス校解消後の生徒数)、三好養護414名、安城養護405名、春日台養護432名が存在しています。県内の知的養護（特別支援）学校の平均在籍数は256人(07年参院文教委員会答弁)で全国一です。そして、市立4養護学校のうち、3校(南293名、守山303名+27名産業科、西223名)が平均値近かそれ以上の状態にいます。単純に比較すると全国平均は1校あたり120人(2011年度学校基本調査より)です。文部科学省も07答弁の際に過大校の増加について問題があると認めています。

私たち、養護学校で働く労働者は、障がいのある子どもたちの成長・発達する権利を保障するための条件整備を強く要求する活動をすすめる必要があります。

そのために、過密状態の解消のためには名古屋市内に新たな養護（特別支援）学校を建設することは緊急の課題です。また、2011年度守山養護学校に産業科が設置されましたが、多くの保護者・教職員の危惧したとおりに2012年度には、明らかに教室が不足し、倉庫だった部屋に黒板を取り付けて対応する事になりました。そして、2013年度には、教室の絶対的不足になる事態が考えられます。そして、南養護学校なども含め、養護学校共通の課題です。

これらを具体的に解決するために、父母とともに教育条件充実させる市会への請願署名活動に取り組み、わずか 週間の取り組みで 筆(月 日現在)を集めました。6月市議会に付議され、9月議会で審議されます。今後も取り組みを強める必要があります。

教育現場をはじめとする公務職場では、ますます新自由主義的運営が強化され、自治体での現業職場委託化は拡大し、自治体現業労働者として住民のために奉仕するということが出来にくくなっています。そして、非正規職員が半数にもなり、官製ワーキングプアを生んでいます。だからこそ、正規職員として存在している私たちが、職場からその不当性へのたたかいと自分たちの仕事をあらためて検証し、行動に移すことが求められています。また、非正規職員の労働条件の向上、正規職員化への道を切り開く運動が必要な時が来ています。

教事支部養護学校ブロックは、子どもたちを主人公にした仕事づくりを引き続いて運動の中心に据えてきましたが、教育条件を向上させるには、引き続いて「名古屋市立養護学校の環境充実を求める会(親の会)」を軸に父母も巻き込んだ大きな流れを作ることを活動の大きな柱に据える必要があります。

スクールバスは、教員と介助員による複数添乗の運行体制が、介助員1名の添乗に変更されてから7年が経過しました。この間、職場によっては、民間委託の介助業務乗務員の資質のばらつき、児童生徒の乗車人数の増加、バス内のトラブルの多発など、介助員1名体制では、対応しきれない問題点を指摘する声もあります。スクールバスについては、全国的に全面民間委託の動きもありますが、教育活動としての場所を学校職員以外に委ねることは、無責任であり、今よりも充実させる方向で改善をさせて

いくことが求められます。

何より、児童・生徒の安心安全な登下校を保障するため、直営の複数配置による運行体制を求めていきます。そのためには、介助員自らがスクールバスの問題点について日常的に話し合い、具体的な改善点を明らかにしていく環境作りが求められます。

国は「食育」と言いつつも、全国的にみると給食調理の現場は、安易に民間委託がすすめられています。給食は教育の一環であり、経済の原理をあてはめるものではなく、養護学校の児童生徒の実態に即した給食を提供する条件づくりをすすめます。また、一部を除いて養護学校の給食の仕事は、繁忙をきわめており、小学校の食数による職員配置基準が職場の実態と乖離している側面を追及し、改善を求めます。また、学校支部と連携を強めます。

2012年度の活動の柱

- 1 昨年度は開催できなかった、教育環境、教育問題に関することを中心にした学習会の取り組みや、各職種に応じて学習します。また、日常的な問題を話し合える場として、分会活動もすすめます。
- 2 引き続き、親の会の活動へ参加して教育条件の向上のための運動をすすめ、障がい者団体主催の学習会への参加もすすめます。
- 3 ブロックニュースを身近なニュースを柱としきちんと発行し、組合員の交流や資質の向上に努めます。

第2号議案

2012年教事支部職場要求書(案)についての承認

2012年職場要求書(案)〈別添参照〉について本大会で確認後、教育委員会当局へ提出します。

第3号議案

評議員会の取り扱いについて

2011年度、2012年度の支部役員選挙において評議員の立候補がなかったこと、またここ数年、評議員の立候補が数名に留まっていたため、評議員会を支部の分会長会議と同時開催していたという実態に即して、2011年度一年間、評議員会を停止し、必要な決定については分会長会議で行うこととしました。

2011年度一年間の活動を踏まえて、当分の間、下記のとおり支部規約を取り扱うこととします。

1. 2011年度と同様に、評議員会を停止し、必要な決定は分会長会議で行う。
2. 規約第9条第1項に定める成立要件にかかわらず、議決は分会長会議の出席者の過半数で決するものとする。
3. 規約第9条第2項に定める大会の議長については、分会長のうちから選出することとする。
4. 2013年度以降、評議員制度を再開する場合は、支部大会で決定する。

第4号議案

2011年度支部会計決算報告および2012年度支部会計予算(案)の承認を分会長会議へ委任する件

2011年度支部会計決算報告および2012年度支部会計予算(案)を本大会で審議することは、会計年度(2011年7月1日～2012年6月30日)との関わりで、事務処理上、困難が生じます。したがって、上記決算および予算(案)の審議、承認を本大会後の直近の分会長会議に委任することを求めます。

第5号議案

各種大会代議員の選出について

2012年度市職労大会(臨時大会を含む)、市労連定期大会、自治労連県本部定期大会の開催に伴う支部選出代議員について、従来と同じく執行委員を中心に選出することとし、具体的な人選は執行委員会に一任します。